



かみこあに

編集 秋田県上小阿仁村役場総務課 ☎ 0186(77)2221 FAX 0186(77)2227 〒018-4494
ホームページ <http://www.vill.kamikoani.akita.jp> Eメール kamikoani@vill.kamikoani.lg.jp
携帯URL <http://www.vill.kamikoani.akita.jp/m>



2 平成24年
月号 No.637

主
な
内
容

- 主な出来事 2~5ページ
- IP告知端末の愛称決定 8ページ
- 臨時職員・臨時雇用職員の募集 12ページ
- 生涯学習センターだより 14~15ページ

「白銀にシュプール描く！」

1月18日から上ノ岱スキー場で総合型クラブ・スマイルによるスキー教室（全5回）が行われました。雪国の特性を生かし雪にふれる楽しさと滑る楽しさを体験しました。スキーが初めてという子から斜面をハの字で滑れる子、頂上から滑走できる子など、クラス別に分かれスマイル会員の上小阿仁スキークラブ指導員から基礎技術を学びました。始めはスキーの操作に不慣れだったちびっ子も、最終日にはリフトに乗って斜面を滑り降りる姿が見られ、みんな大満足の笑顔でした。

納期限のお知らせ

国民健康保険料 第8期
後期高齢者医療保険料 第8期

介護保険料 第8期

2月29日(水)

決意を新たに安全を願う

祈願式・観閲式



1月7日、北秋田市阿仁ふるさと文化センターで、上小阿仁村交通指導隊と北秋田市交通指導隊、上小阿仁村防犯指導隊と北秋田市防犯指導隊の安全祈願祭と観閲式が、それぞれの会場に分かれて行われました。

神事では、隊長はじめ、関係者が玉串奉てんを行い、地域の安全と無事故を祈願しました。観閲式では、中田村長、津谷北秋田市市長、進藤北秋田警察署長がいさつし、地域の安全、安心と、事故防止に尽力され



たことを激励し、地域の抑制力となっている隊員らの活動に今後も協力を求めました。

交通指導隊は「交通事故をなくすことは地域の願い、悲惨な交通事故ゼロを願い、関係団体と連携し取り組みます」と決意表明しました。

防犯指導隊は「昨年の震災で、人との絆が見直されている。われわれ隊員も各種団体と連携しながら絆を大事に地域活動を行い、不幸な事故が起きないように精一杯活動します」と決意表明しました。



スマイルで

新春もちつき交流会

1月8日、健康増進トレーニングセンターで「かみこあに総合型クラブ・スマイル」による5周年記念イベントが開催されました。

スマイルは平成19年に設立、老若男女を問わず、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境を支援するため、地域のスポーツクラブと競技スポーツ、生涯スポーツを結ぶクラブとして受益者負担で自主運営されています。

開会で田中良一会長は「昨年の東日本大震災、そして、原発事故など、広範囲に大変な被害がありました。みんなが復興を誓い絆が流行語になりました。」

ひとりはみんなのために、みんなはひとりのために合い言葉に力もちを一生懸命ついて、今年の絆を深めましょう」とあいさつしました。

この日、集まった参加者は78名、昔ながらの臼と杵を使い、蒸した餅米から、もちつき挑戦が始まりました。杵を振り上げバランスを取りながらヨイショ、ヨイショとどんどん餅になっていく様子をみんなで体験しました。できあがった餅は、きなこ、あんこ、ごまを付けて美味しくいただきました。最後は、この交流会に協賛していただいた村内の商店による大抽選会が行われ会場を楽しませました。もちつき交流会の収入金は、上中の部活動に役立てていただきましたと教育委員会を通じて全額寄付しました。



豪雪対策本部を設置

平成18年豪雪以来6年ぶり

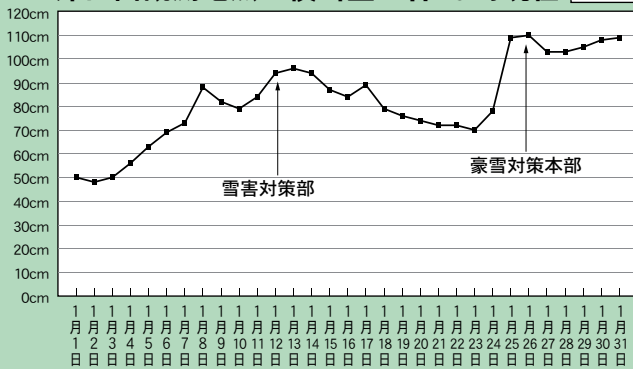
村では1月26日、午前11時に、村内4カ所に設けられた観測点のうち、沖田面地区の積雪が112センチとなり、本部設置基準の100センチを超えたため、1月26日に設置した雪害対策部から格上げして、豪雪対策本部を設置しました。

例年を上回るペースで積雪が続いているため、村長を本部長として関係部署と降雪対策を進め、緊急車両の通行や通学路の確保、積雪箇所を点検し、注意を呼びかけました。

積雪が多くなると、雪の事故が多発しますので、事故防止に注意しましょう。

- ① 屋根の雪下ろしを適時に実施する
- ② 非常時に備え、避難口を確保する
- ③ 火の元の点検、戸外にある灯油タンク及びガスボンベの配管・煙突の点検を行う
- ④ 無理な車の運転をしない
- ⑤ 除雪の妨げとなる路上駐車をしない
- ⑥ 交差点は見通しが悪くなっている、特に注意する
- ⑦ 屋根からの落雪やなだれ危険箇所の通行に注意する
- ⑧ 高齢者世帯や一人暮らし老人に声かけをする

沖田面観測地点の積雪量 各16時現在



屋根の雪下ろしの事故防止について

- ① 屋根の雪のゆるみに注意しましょう。
・暖かい午後には特に注意してください。
・雪解け水や雪が動く音に注意してください。
- ② 安全な服装で行いましょう。
・ヘルメットを着用し、底の厚い長靴は避け、動きやすい服装が大切です。
- ③ 命綱を必ず付けましょう。
・命綱にはザイルや麻ロープなど滑らない材質のものを使いましょう。
・命綱は正しく結び、専用のアンカーを使って家の反対側の柱に結ぶなど、状況に応じて工夫しましょう。
・命綱の長さは、屋根の上で止まる長さに調整し、安全帯等幅の広い物を使用して危険のないようにしてください。
- ④ はしごは倒れないようにしっかりと固定しましょう。
・転落防止のため、はしごの足場をしっかりと固定してください。
・はしごは屋根に対し真っ直ぐに、決められた角度でかけましょう。
・除雪道具は持つて上がらず、屋根に上ってからロープで引っ張り上げるなど安全な方法で作業してください。
- ⑤ 1人での雪下ろしは止め、家族や近所の人などに知らせてから行ってください。
・雪下ろしは事故に備えて2人以上で行いましょう。
・やむを得ず1人で作業するときは、家族と隣近所に声をかけてください。
- ⑥ 無理な作業はやめましょう。
・雪下ろしは重労働です。上がる前には準備運動、作業中には十分な休憩をとるなど体調にも気を付け、体調の悪いときは無理をせず止めましょう。
・危ないときにはスコップ、スノードンプを手から離し、身を守ってください。
- ⑦ 1人暮らしや高齢者世帯には、姿が見えないなどの異常があった場合、すぐに気がつける態勢を地域の皆さんで整えましょう。

秋田県では今年から雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表しております。県のホームページに掲載しているほか、テレビ、ラジオ、新聞からも発信されています。

秋田県総合防災課ホームページ
<http://www.akita-bousai.jp>



無病息災を祈願祈禱

2月1日、友倉神社において厄払い祈願祭が行われました。正装した年男11名、(昭和46年4月2日生まれ～昭和47年4月1日生まれ)年女5名(昭和55年4月2日生まれ～昭和56年4月1日生まれ)が、無病息災など今年一年の無事を祈願しました。

午前10時から行われた33歳、42歳の合同祈願祭で祭壇の前に参列し、神妙な面持ちで神官からお祓いを受け、玉串奉てんを行い、お守りのお札と御神矢を受け取り記念撮影を行いました。

その後、会場を移し懇親会では、久しぶりの同級生との再会を喜び、近況報告や懐かしい思い出話に花を咲かせ、旧交をあたためました。

暴力団排除条例が制定されました

平成 24 年 4 月 1 日施行

平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与するため暴力団排除条例が制定されました。暴力団を恐れない。暴力団に金を出さない。暴力団を利用しない。暴力団と交際しない。といった基本理念を基に、住民の生活や事業活動に暴力団の影響力を排除することを目的としています。

みんなの
こあに号を
ご利用ください。

どなたでも自由に利用できます。(県外の方でも利用可能です) 村内から八郎潟駅まで平日、朝夕運行しています。

●運行経路

役場から、堂川方面・仏社方面・下五反沢・沖田面を経由し八郎潟駅へ

●朝1便

(役場発 午前6時55分)

●夕方1便

(役場発 午後3時35分)

※土日と祝日は運休。昼は予約があれば運行します。

●料金 金(片道)

おとな 1000円

こども(小学生) 500円

(乳幼児無料)

※乗車人員に限りがありますので、定員(7人)を超えたときは利用できません。確実に利用したい場合は、事前申込が必要です。

●申込先

上小阿仁村社会福祉協議会

☎ 0186(77)3058

年の数だけ豆はおぼる



2月3日、かみこあに保育園で春を迎える節分行事、「豆まき会」が行われました。

節分で鬼をやつつけるのは、災害や病気など目に見えないおそろしい出来事は鬼のしわざであり、特に新しい年や季節の変わり目に鬼がやってきやすいと考えられていたため、節分で鬼退治をするようになったと言われています。

みんなの心に潜む、泣き虫鬼や怒りんぼ鬼、いじわる鬼を退治するため、豆まき鬼退治を行いました。

組ごとにステージに上がり、お面をかぶった鬼役めがけて豆をまきました。遊戲室にはたくさんさんの豆が散らばり、ステージ下の園児たちは夢中になって豆を拾い集めていました。



最後は、先生扮する赤鬼、青鬼が登場し、全園児で、鬼は外、福は内と力いっぱい叫び鬼をやつつけました。



ランチは鬼に見立てたスパゲティとサンドイッチが出され、おいしく食べて元気な強い子になりました。

平成24年度

奨学生を募集

○奨学金貸付額(月額)

- ・高校生 2万円以内
- ・短大及び専修学生 ※4万円以内
- ・大学生 ※5万円以内

※の金額は、村議会の議決後、4月1日から施行されるものです。

○応募資格

- ・学業成績が優秀で、品行方正であること
- ・経済的理由により、修学が困難であること
- ・その他、教育委員会が適当と認めた者

○申込期限

3月30日(金)

○申込方法

連帯保証人と連署した「奨学金貸与申請書」に、「戸籍抄本」「住民票」「身上書」「成績証明書」「入学(合格)通知書の写し」をそれぞれ1通添付して、提出してください。

○貸付条件等

詳細については、直接お問い合わせください。

○申請書の請求、提出、問い合わせ先

上小阿仁村教育委員会

総務学校班

☎(60)9000

事前予約制

デマンド型乗合タクシー

をご利用ください。

上小阿仁村に来られる方・出かける方のために、デマンド型乗合タクシーのサービスを行っています。ご利用される方は前日の午後5時までに各タクシー会社に電話で申し込みください。

全集落の自宅前から大館能代空港、阿仁前田駅、阿仁合駅までの直行便です。

【利用者】

だれでも自由に利用できます。(県外の方でも利用できます。)

【料金】

〈片道〉おとな 1000円
こども(小学生) 500円
(乳幼児無料)

【利用条件】

利用前日の午後5時までに申し込むこと。

※乗車人員に制限がありますので、定員オーバーのときは利用できません

●大館能代空港を利用される場合

(東京2便が対象です。)

合川タクシー合資会社

☎0186(78)2522

●秋田内陸縦貫鉄道を利用される場合

(利用できる便が決まっています。)

米内沢タクシー合資会社

☎0186(72)3212

状況をお知らせします

8. 職員手当の状況

① 期末手当、勤勉手当の支給割合

区 分	6月期	12月期	計
期 末 手 当	1.200月分	1.350月分	2.550月分
勤 勉 手 当	0.675月分	0.675月分	1.350月分

※職務の級などにより5%～15%の加算があります。

② 退職手当

区 分	最高限度	勤続20年	勤続25年	勤続35年
自 己 都 合 退 職	59.28月分	23.50月分	33.50月分	47.50月分
勸奨・定年による退職	59.28月分	30.55月分	41.34月分	59.28月分

※退職手当は、退職時の給与月額に退職理由・勤続年数による支給割合を乗じて算出されます。

③ 時間外勤務手当

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度
支 給 総 額	3,733,000円	5,865,000円	7,198,000円	5,072,000円
職員1人当たり支給年額	77,770円	133,295円	179,950円	130,051円

※事業費支弁に係る職員分を除く。

④ 扶養手当、住居手当、通勤手当

扶 養 手 当	配偶者		13,000円
	配偶者以外	扶養1人につき	6,500円
		15歳になった日後最初の4月1日から22歳になった日後最初の3月31日までの子	5,000円加算
住 居 手 当	借家の場合の支給限度額		27,000円
通 勤 手 当	交通機関利用の場合の支給限度額		55,000円
	自動車等利用の場合の支給限度額		24,500円

9. 特別職の給料等の状況

区 分	23年4月1日	期末手当	区 分	23年4月1日	期末手当
村 長	649,000円	6月期 1.375月分 12月期 1.55月分 計 2.925月分	議 長	252,000円	6月期 1.375月分 12月期 1.55月分 計 2.925月分
副 村 長	544,000円		副 議 長	225,000円	
教 育 長	465,000円	期末勤勉手当の支給割合は一般職員と同じ	議 員	214,000円	

※給料(報酬)は月額。

10. 職員数の状況(教育長含む)

区 分		職 員 数		対前年度比 増 減 数
部 門		22年度	23年度	
一般行政部門	議 会	1人	1人	
	総務企画	12人	12人	
	税 務	2人	2人	
	民 生	8人	8人	
	衛 生	2人	2人	
	農 林	7人	7人	
	商 工			
	土 木	5人	5人	
	小 計	37人	37人	
特 別 行 政	教 育	5人	5人	
普通会計の計		42人	42人	
公 営 企 業 等	病 院	5人	5人	
	下 水 道	2人	2人	
	そ の 他	30人	29人	△1人
	小 計	37人	36人	△1人
総 合 計		79人	78人	△1人

※職員数は一般職に属する職員数であり、臨時職員は含みません。

11. 定員適正化計画の数値目標 (教育長含む)

- 1) 始 期 平成15年4月1日
終 期 平成26年3月31日
- 2) 数値目標 68人
進ちょく状況(各4月1日)
15年度 105人
16年度 102人(△3人)
17年度 100人(△2人)
18年度 96人(△4人)
19年度 94人(△2人)
20年度 86人(△8人)
21年度 84人(△2人)
22年度 79人(△5人)
23年度 78人(△1人)

12. 秋田県人事委員会からの公平委員 会の事務委託に係る業務状況報告

平成22年度中、勤務条件に関する措置の
要求及び不利益処分に関する不服申立てに
ついて当村は該当ありません。

上小阿仁村職員の給与等の

平成23年4月1日現在の地方公務員給与実態調査に基づく、村職員の給与実態です。

1. ラスパイレス指数

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指 数	90.5	91.2	91.3	91.4	92.0

※国家公務員の給与を100としています。

2. 人件費の概要（平成22年度 普通会計決算歳出額に占める人件費の割合）

人 口	22年度普通会計歳出決算額 a	人 件 費 b	割 合 b/a
2,821人	3,135,970千円	377,330千円	12.0%

※人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口

※人件費には特別職の給与・報酬が含まれる。

3. 職員給与費の状況

職 員 数 a	給 与 費				一人当たり給与費 b/a
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 b	
42人	150,112千円	22,605千円	52,343千円	225,060千円	5,359千円

※平成23年度一般会計当初予算による。職員数は一般会計に属する数です。

※職員手当には扶養・通勤・住居・時間外などの諸手当が含まれます。

※1人当たり給与費は年額。

4. 職員の平均年齢、平均給料月額及び、平均給与月額の状況

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
一 般 行 政 職	45.3歳	323,400円	373,500円
技 能 労 務 職	52.1歳	295,000円	319,900円

5. 職員の給与状況

区 分	一般行政職			技能労務職
	大学卒(上級)	短大卒(中級)	高校卒(初級)	高 校 卒
初 任 給	172,200円	152,800円	140,100円	137,200円
2 年 経 過 後	184,200円	164,300円	148,500円	145,500円

6. 一般行政職の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

経験年数	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
10～15年	244,400円	—	213,600円
15～20年	*	—	278,400円
20～25年	*	311,200円	316,100円

※経験年数には、採用後の勤務期間に採用前の民間企業勤務期間も換算して加算しています。個人が特定されるものについては公表を控えています。

7. 一般行政職の級別職員数の状況

代表的な職種である一般行政職に適用される給料表には、1級から6級までの区分があります。

級 別		平成22年度		平成23年度	
		人 数	構成比	人 数	構成比
1 級	主事・技師	5人	13.5%	4人	10.8%
2 級	主任	5人	13.5%	3人	8.1%
3 級	係長・主査	10人	27.0%	12人	32.5%
4 級	課長補佐・係長	10人	27.0%	11人	29.7%
5 級	課長・局長・所長・参事・施設長・事務長	7人	18.8%	5人	13.5%
6 級	主幹	0人	0.0%	2人	5.4%
計		37人	100.0%	37人	100.0%

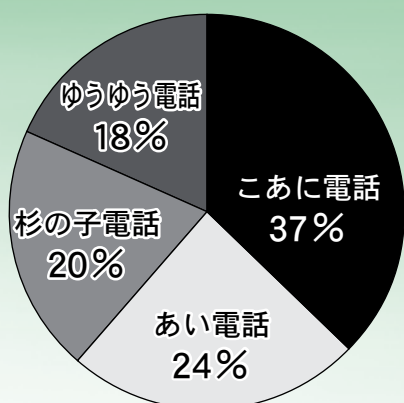
IP告知端末 愛称「こあに電話」に決定

IP告知端末の愛称タッチ投票について多くの方にご協力していただき、ありがとうございます。

愛称は、投票数の一番多かった「こあに電話」と決定させていただきました。

この愛称が、皆さんに愛され、覚えていただけるよう、親しみを持って呼称して使用しますのでよろしく願います。

タッチ投票いただきました皆様、誠にありがとうございました。



投票結果(割合)	割合
1 こあに電話	37%
2 あい電話	24%
3 杉の子電話	20%
4 ゆうゆう電話	18%

聞いて話して触って コミュニケーション

IP告知端末の 機能活用について

音量調整編

呼び出し音と受話器音量をそれぞれ調整することができます。音量を大きくしたい又は、小さくしたい場合にお試しく下さい。

呼び出し音の音量設定方法

こあに電話（IP告知端末）本体の『設定』ボタンを押します。



次に『電話設定』ボタンをタッチします。



『呼び出し音量』の『▲』『▼』で音量を6段階の中から選択します。



受話器の音量設定方法

こあに電話（IP告知端末）の受話器を持ち上げ、本体の『+音量』『-音量』ボタンを押して、受話器の音量を6段階の中から選択します。



役場作業停電に伴う

いぬに電話（IP告知端末）の 休止について

役場の非常用発電装置の改修工事に伴い、2月18日（土）と25日（土）、3月3日（土）と10日（土）の4日間、午前9時から午後4時30分まで、役場庁舎内のすべてにおいて停電となりますので、村で設置した電話を利用することができなくなります。

画面に電話を利用できないメッセージが表示されますが、停電が復旧すれば自動で回復します。ご不便をお掛けしますがご理解とご協力をお願いします。

国民年金のお知らせ

国民年金の第3号被保険者制度と第3号不整合問題

第3号不整合記録の是正を進めるための法律案が、11月22日に国会に提出されています。これと並行して、日本年金機構では、第3号不整合記録を有する人の記録を訂正し、年金受給権の確保に向けた対応を進めていくこととなりました。

具体的には、まず過去2年以内に第3号不整合記録を有することが判明した人について、記録訂正に必要な届出の勧奨を行い、国民年金保険料の納付をお願いすることとしています。

第3号被保険者の届出義務

第3号被保険者になったときおよび第3号被保険者でなくなったときには、それぞれの場合に届出が必要です。

①第3号被保険者になったときの届出

配偶者である第2号被保険者に扶養されることになった場合には第3号被保険者になりますので、必ず第3号被保険者に該当する旨の届出を配偶者の勤務する会社(事業主)に提

出します。

ただし、配偶者である第2号被保険者が、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格がある場合には、その被扶養配偶者は第3号被保険者とはなりません。

②第3号被保険者でなくなったときの届出

第3号被保険者の年収が増加して130万円以上になると見込まれる場合や配偶者である第2号被保険者が退職などによって厚生年金保険等の加入者でなくなった場合などにより配偶者である第2号被保険者の扶養から外れた場合には、第1号被保険者になります。このような場合には、必ず住所地の市区町村に第1号被保険者への種別変更届を提出してください。

第3号不整合記録への対応

第3号被保険者が第1号被保険者となった場合は、右に述べたとおり届出が必要となりますが、この届出がもれていたため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として年金記録が管理されている場合があります(第

3号被保険者記録の不整合期間)。

このような届出もれの記録をそのままにしておくと、将来年金を請求する際に過去に遡って本来の第1号被保険者期間に記録訂正が行われま

すので、保険料未納となつて年金額が減額となつたり、年金受給資格期間がなくなり無年金者となる可能性があります。

このため、日本年金機構では、不整合期間を有する人を対象に、不整合期間を本来の第1号被保険者期間へ変更し、変更後の年金記録をお知らせしています。

第1号被保険者期間へ変更したことでにより保険料の納付が必要となつた期間(過去2年以内)については、日本年金機構から国民年金保険料の納付書が送付されますので、最寄りの金融機関などで保険料を納めてください。

●お問い合わせ先 鷹巣年金事務所

住民福祉課 住民福祉班

☎ (77) 2222

各種証明書等の発行

役場で発行している住民票等の証明書等について、平日に電話で証明書の発行を申し込んでいただくと、土曜日・日曜日にお渡しできる場合があります。

発行できる書類は、
・住民票
・印鑑証明
・資産証明
・評価証明
・所得証明
・納税証明
・課税非課税証明
です。

詳しくは、電話でおたずねください。
これら証明書の受け取りは、本人に限りです。受領の際、運転免許証などの写真付きの証明書により本人確認をさせていただきます。

印鑑証明書の発行には、印鑑登録証のカードも必要です。
・ゴミ処理利用券

長下処分場、クリーンリサイクルセンターのゴミ処理利用券は、予約がなくても発行できます。また、本人でなくても受け取ることができます。

○問い合わせ先 住民福祉課

☎ (77) 2222

平成24年度

交通災害・不慮の災害 共済の加入について

役場では、平成24年度の交通災害共済と不慮の交通災害共済への加入申し込みを受け付けております。加入申込書は、各部落の「交通安全母の会」代議員の皆さんに、全戸へ配布・回収をお願いしております。

◆災害共済とは◆

・交通災害

加入者が交通事故（運転・同乗・歩行中等問わず）により、入院・通院した日数に基づいて共済金が支払われます。

・不慮の災害

加入者が不慮の事故（作業中の事故、スポーツ・レクリエーション中の事故等）により、入院した日数に基づいて共済金が支払われます。

◆加入資格◆

上小阿仁村に住んでおり、住民基本台帳に登録されている方

又は、外国人登録をしている方

◆共済期間◆

平成24年4月1日～

平成25年3月31日

※年度途中で加入した場合は、

加入した日の翌日～

平成25年3月31日

◆共済掛金（年額）◆

交通災害…1人 4,000円
不慮の災害…1人 6,000円

◆災害共済金◆

	交通災害共済	不慮の災害共済
死 亡	1,000,000 円	600,000 円
後遺障害の 程度に応じて	1,000,000 円 ～ 500,000 円	600,000 円 ～ 300,000 円
傷 害	入院 1 日	2,000 円
	通院 1 日	800 円
		1,100 円
		対象外

その他、詳しくはパンフレット（加入申込書と一緒に配布されます。）に記載されております。

ご不明な点がありましたら、役場総務課企画班までお問い合わせください。

○問い合わせ先

総務課 企画班

☎（77）2221

寒じめほうれん草

○野外センターでは、寒じめほうれん草の収穫が行われております。

○ほうれん草は冬の寒さで鍛えると、糖とビタミンCの含量が高まり、甘くて美味しく、栄養価も豊富になります。

○出荷前に毎回糖度を計測し、7度以上のものだけ寒じめほうれん草として出荷されます。

野外センター
だより



野外生産試作センター

☎ 77-3596

担当 大沢直仁